

令和7年12月25日

【照会先】

健康・生活衛生局 健康課

課長補佐 門馬 弥生(内線2346)

係長 猪苗代 隆行(内線2396)

(代表電話)03(5253)1111

(直通電話)03(3595)2245

報道関係者 各位

令和6年度「喫煙環境に関する実態調査」の調査結果（概要）を公表します

厚生労働省では、この度、「喫煙環境に関する実態調査」を実施し、その結果の概要版を取りまとめましたので公表します。

詳細は別添「令和6年度「喫煙環境に関する実態調査」調査結果（概要）」をご覧ください。

【調査結果のポイント】

- (1) 学校、医療施設、児童福祉施設、行政機関等（第一種施設）における喫煙環境
(P 2 参照)
 - 敷地内全面禁煙 86.8%
 - 敷地内全面禁煙していない施設のうち、特定屋外喫煙場所設置 84.8%
- (2) 一般施設・事業所、飲食店（第二種施設）における屋内の喫煙環境 (P 3 参照)
 - 屋内全面禁煙 74.6%
 - 喫煙専用室設置 10.9%

【調査概要】

調査方法 郵送調査及びオンライン調査（政府統計共同利用システム）

調査対象 第一種施設（学校、医療施設、児童福祉施設、行政機関の庁舎等）、第二種施設（一般施設・事業所、飲食店、不動産管理事業者、鉄道・バス事業者、旅客船・旅客船ターミナル）（20,675件）

有効回答数 9,038件

調査期間 令和7年1月～2月（令和6年12月末時点）



政府統計

令和6年度「喫煙環境に関する実態調査」 調査結果（概要）

目次

I. 調査の概要.....	1
1. 調査の目的	1
2. 調査の実施時期	1
3. 調査対象及び回答状況.....	1
4. 調査項目	1
5. 調査系統.....	1
6. 利用上の注意	1
7. その他.....	1
II. 結果の概要.....	2
1. 学校、医療施設、児童福祉施設、行政機関等(第一種施設)における喫煙環境.....	2
2. 一般施設・事業所、飲食店(第二種施設※)の屋内における喫煙環境.....	2
3. 既存特定飲食提供施設と考えられる店の喫煙等状況	5
4. 飲食店の喫煙環境の提示状況.....	7
5. その他の第二種施設等(不動産管理事業者、鉄道・バス事業者、旅客船・旅客船ターミナル事業者)の屋内における喫煙環境.....	7

I. 調査の概要

1. 調査の目的

受動喫煙が健康に及ぼす影響を踏まえると、がん、循環器疾患等を予防する上で、受動喫煙対策を進めることは重要な課題である。受動喫煙対策については、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務を課すなどの対策を進めてきたところであるが、国民の健康増進を一層図るため、平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）が成立し、令和元年7月の一部施行により、学校や病院などの子どもや患者が主たる利用者となる施設（第一種施設）については敷地内禁煙、令和2年4月の全面施行により、第一種施設及び喫煙目的施設以外の多数の者が利用する施設（第二種施設）等については原則屋内禁煙となっている。

本調査は、令和6年12月末時点の喫煙環境の実態を調査することを目的とする。

2. 調査の実施時期

令和7年1月～2月（令和6年12月末時点の状況を調査）

3. 調査対象及び回答状況

総務省事業所母集団データベース（令和4年次フレーム）から作成した母集団名簿等に基づき、日本標準産業分類から喫煙環境が類似する産業をまとめた27区分別に、全国の事業所、企業・法人・団体、地方公共団体を層化無作為抽出した施設に調査票を郵送し、報告者が送付された調査票に記入の上郵送により提出する方法又は政府統計オンラインで回答する方法のどちらかにより回答を求めた。有効回答が得られた施設について集計した。有効回答率は43.7%（9,038／20,675）であった。施設種別の回収状況については別表を参照のこと。

4. 調査項目

各調査対象における喫煙環境の状況について

5. 調査系統

厚生労働省—民間事業者—調査対象

6. 利用上の注意

- ・該当する数値がない場合は、「***」を表記した。
- ・構成比は小数点第二位以下四捨五入しているため、その計が100%にならない場合がある。

7. その他

調査の詳細については、「令和6年度喫煙環境に関する実態調査の概要」を参照のこと。

II. 結果の概要

1. 学校、医療施設、児童福祉施設、行政機関等（第一種施設）における喫煙環境

第一種施設において、火をつけて喫煙するたばこ及び加熱式たばこを敷地内全面禁煙にしている施設の割合は、全体の 86.8%で、施設種別では「幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校」が 97.1%で最も高く、次いで「児童福祉施設（保育所等）」が 93.7%、「一般診療所、歯科診療所」が 93.0%であった。（第1表）

敷地内全面禁煙にしていない第一種施設のうち、特定屋外喫煙場所を設置している施設の割合は全体の 84.8%で、「病院」「病院、一般診療所及び歯科診療所以外の医療提供施設（介護老人保健施設、介護医療院、助産所、療術施設（あんま、はり、きゅう、柔道整復等））」が 100%、「行政機関」で 98.4%、「大学院を除く高等教育機関（大学、短期大学）」が 91.7%、「専修学校、各種学校、職業・教育支援施設」で 89.5%であった。

第1表 第一種施設における喫煙環境 (%)

	敷地内全面禁煙状況			特定屋外喫煙場所の設置状況*		
	禁煙にしている	禁煙にしていない	不明	設置している	設置していない	不明
第一種施設（計）	86.8	12.3	0.9	84.8	15.2	***
幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	97.1	***	2.9	***	***	***
専修学校、各種学校、職業・教育支援施設	79.1	20.9	***	89.5	10.5	***
大学院を除く高等教育機関（大学、短期大学）	75.0	25.0	***	91.7	8.3	***
病院	80.0	20.0	***	100.0	***	***
一般診療所、歯科診療所	93.0	7.0	***	50.0	50.0	***
病院、一般診療所及び歯科診療所以外の医療提供施設（介護老人保健施設、介護医療院、助産所、療術施設（あんま、はり、きゅう、柔道整復等））	69.6	26.1	4.3	100.0	***	***
児童福祉施設（保育所等）	93.7	6.3	***	80.0	20.0	***
行政機関	58.4	40.9	0.7	98.4	1.6	***

「***」該当する数値がない

* 敷地内全面禁煙にしていないと回答した施設の状況

2. 一般施設・事業所、飲食店（第二種施設）の屋内における喫煙環境

一般施設・事業所、飲食店（以下「一般施設等」という。）のうち、火をつけて喫煙するたばこについて屋内全面禁煙としている施設は全体の 74.6%であり、喫煙専用室を設置している施設は 10.9%であった（第2-1表）。

また、加熱式たばこについて、屋内全面禁煙としている施設は全体の 73.6%であり、喫煙専用室で加熱式たばこの喫煙も可としている（喫煙のみ、飲食等は不可）施設は 9.1%、加熱式たばこ専用の喫煙のみを行う部屋の設置（喫煙のみ、飲食等は不可）をしている施設は 1.0%、加熱式たばこ専用の喫煙及び飲食等も行える部屋の設置（加熱式たばこ専用喫煙室）をしている施設は 1.6%であった（第2-2表）。

第2-1表 一般施設等（第二種施設）の屋内における火をつけて喫煙するたばこの喫煙環境 (%)

	屋内全面 禁煙	喫煙専用 室設置	左記以外 ※1	不明
計	74.6	10.9	14.1	0.4
公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、学校教育支援機関、職業・教育支援施設、その他の教育、学習支援施設（学習塾、教養・技能教室等）	92.1	2.9	4.5	0.5
福祉施設（特別養護老人ホーム、通所・短期入所介護施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、上記以外の老人福祉・介護施設）	83.2	5.4	11.4	***
障害者福祉施設	74.7	13.7	10.5	1.1
救護施設、更生施設、宿所提供的施設	61.9	9.5	28.6	***
屋外スポーツ施設（ゴルフ場、テニス場）、屋内スポーツ施設（ゴルフ練習場、ボウリング場、バッティング・テニス練習場、フィットネスクラブ等）、その他の上記以外の体育、運動施設（体育館、スタジアム等）※2	80.9	8.6	10.3	0.2
司法機関（国）	100.0	***	***	***
地方自治体立法機関（議会）	92.1	1.8	6.1	***
販売店、小売店等の店舗、百貨店、スーパー、銀行店舗、郵便局	82.0	8.8	8.1	1.0
劇場、映画館、観覧場、展示場、理容室、美容室、公衆浴場（銭湯、入浴施設）	81.0	4.5	13.8	0.6
マージャンクラブ	16.4	19.4	64.2	***
パチンコホール	10.1	88.0	1.9	***
ゲームセンター	73.7	25.0	1.3	***
競輪・競馬等の競走場、その他の遊戯場、その他の娯楽施設	42.6	50.0	7.4	***
公園、テーマパーク、遊園地	84.5	2.3	13.2	***
ホテル、旅館等宿泊施設	47.6	35.4	17.0	***
集会場、会議場	84.4	6.3	9.4	***
一般バスターーミナル	81.8	13.6	4.5	***
空港旅客ターミナル	35.1	64.9	***	***
居酒屋、ビヤホール	47.8	8.7	43.1	0.4
バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	20.3	6.1	72.5	1.0
喫茶店	72.1	3.9	23.5	0.5
上記以外の食堂、レストラン等	85.1	4.0	10.9	0.1
事務所、工場、作業所、倉庫、配送センター等	72.4	13.2	14.3	0.2

「***」該当する数値がない

※1 飲食店（バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック、喫茶店、それ以外の食堂、レストラン等）以外には喫煙目的施設が含まれている可能性がある。

※2 市町村等の自治体管理施設を含む。

第2-2表 一般施設等（第二種施設）の屋内における加熱式たばこの喫煙環境

（%）

	屋内全面禁煙	喫煙専用室で加熱式たばこの喫煙も可としている（喫煙のみ、飲食等は不可）	加熱式たばこ専用の喫煙のみを行う部屋の設置（喫煙のみ、飲食等は不可）	加熱式たばこ専用の喫煙および飲食等も行える部屋の設置（加熱式たばこ専用喫煙室）	左記以外※ ¹	不明
計	73.6	9.1	1.0	1.6	14.2	0.5
公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、学校教育支援機関、職業・教育支援施設、その他の教育、学習支援施設（学習塾、教養・技能教室等）	92.3	2.1	***	0.5	4.5	0.5
福祉施設（特別養護老人ホーム、通所・短期入所介護施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、上記以外の老人福祉・介護施設）	87.0	4.9	0.5	0.5	7.0	***
障害者福祉施設	72.6	10.5	1.1	2.1	11.6	2.1
救護施設、更生施設、宿所提供的施設	61.9	9.5	***	***	28.6	***
屋外スポーツ施設（ゴルフ場、テニス場）、屋内スポーツ施設（ゴルフ練習場、ボウリング場、バッティング・テニス練習場、フィットネスクラブ等）、その他の上記以外の体育、運動施設（体育館、スタジアム等）※ ²	81.7	7.1	0.7	0.2	9.5	0.7
司法機関（国）	100.0	***	***	***	***	***
地方自治体立法機関（議会）	92.7	1.8	***	***	5.5	***
販売店、小売店等の店舗、百貨店、スーパー、銀行店舗、郵便局	81.6	7.1	0.6	1.0	8.6	1.0
劇場、映画館、観覧場、展示場、理容室、美容室、公衆浴場（銭湯、入浴施設）	80.8	3.4	0.6	1.1	13.1	0.9
マージャンクラブ	11.9	14.9	1.5	3.0	68.7	***
パチンコホール	6.2	66.2	6.5	13.0	7.8	0.3
ゲームセンター	72.4	22.4	1.3	2.6	1.3	***
競輪・競馬等の競走場、その他の遊戯場、その他の娯楽施設	40.5	42.1	1.6	6.8	8.9	***
公園、テーマパーク、遊園地	85.6	2.3	***	***	12.1	***
ホテル、旅館等宿泊施設	48.1	30.9	2.0	2.5	16.5	***
集会場、会議場	86.3	4.4	***	***	9.4	***
一般バスターミナル	81.8	9.1	***	4.5	4.5	***
空港旅客ターミナル	33.8	63.5	1.4	1.4	***	***
居酒屋、ビヤホール	46.2	6.3	0.4	3.2	43.0	0.9

バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	18.8	4.8	0.7	2.0	72.6	1.2
喫茶店	71.1	2.5	0.5	1.0	24.0	1.0
上記以外の食堂、レストラン等	84.3	3.7	0.4	0.8	10.7	0.1
事務所、工場、作業所、倉庫、配送センター等	70.8	11.3	1.3	1.9	14.4	0.3

「***」該当する数値がない

※1 飲食店票（バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック、喫茶店、それ以外の食堂、レストラン等）以外は喫煙目的施設が含まれている可能性がある。飲食店票では、左記以外に喫煙目的施設を含んでいない。飲食店票の喫煙目的施設の結果については第3表を参照。

※2 市町村等の自治体管理施設を含む。

3. 飲食店（既存特定飲食提供施設と考えられる飲食店、それ以外の飲食店、喫煙目的施設）の状況

改正健康増進法の全面施行（令和2年4月1日）の際、既存の飲食店のうち、経営規模が小さい事業者（資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下で客席の部分の床面積が100m²以下）が運営するもの（以下「既存特定飲食提供施設」という。）については、経過措置として、喫煙可能室設置施設の届出により、当該施設の屋内の場所の全部又は一部の場所を喫煙することができる場所として定めることとしている（改正法附則第2条）。

本調査においては、令和2年4月1日以前から営業開始し、中小企業又は個人事業者で、かつ客席面積100m²以下のものが、既存特定飲食提供施設の要件に該当すると考えられる（ただし、発行済株式又は出資の総額又は総額の二分の一以上ないし三分の一以上を大規模会社が有していないという条件は確認していない。）。

全ての飲食店に占める既存特定飲食提供施設と考えられる店の割合は73.0%、既存特定飲食提供施設に該当しないと考えられる飲食店は23.5%、既存特定飲食提供施設か否か判断ができなかった飲食店が3.9%であった。

既存特定飲食提供施設と考えられるものの中で、屋内全面禁煙としている飲食店は61.6%、喫煙専用室等設置（喫煙専用室及び加熱式たばこ専用喫煙室の両方または一方の設置有）としているところは3.5%、喫煙可能室設置としている飲食店は34.6%、そのうち喫煙可能室設置施設の届出をしている飲食店は22.3%、届出をしていない飲食店は12.3%であった（第3表）。

既存特定飲食提供施設に該当しないと考えられる飲食店のうち、屋内全面禁煙としているところは77.6%、喫煙専用室及び加熱式たばこ専用喫煙室設置の設置は10.4%^{※1}（その内訳は喫煙専用室及び加熱式たばこ専用喫煙室0.4%、喫煙専用室8.9%、加熱式たばこ専用喫煙室1.3%）であった。

また、喫煙目的施設に該当すると回答した施設は、全飲食店のうち13.2%であった。

※1 小数点第二位以下を四捨五入しているため、個々の値を合計した結果の合計値が一致しない。

第3表 既存特定飲食提供施設と考えられる飲食店の状況

(%)

既存特定飲食提供施設 ^{※1}	屋内全面禁煙			61.6	
	喫煙専用室等設置 ^{※2}	喫煙専用室及び加熱式たばこ専用喫煙室（喫煙のみ・飲食も可）		0.7	
		喫煙専用室（加熱式たばこの全面禁煙、喫煙専用室での喫煙可）		2.6	
		加熱式たばこ専用喫煙室：喫煙のみ (火をつけて喫煙するたばこの全面禁煙)		0.2	
		加熱式たばこ専用喫煙室：飲食も可 (火をつけて喫煙するたばこの全面禁煙)		0.2	
	小計			3.5 ^{※3}	
	喫煙可能室設置 ^{※4}	中小企業 設置施設の届出をしている	居酒屋、ビヤホール	1.1	
			バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	1.1	
			喫茶店	***	
			それ以外の食堂、レストラン等	0.8	
		個人事業者	居酒屋、ビヤホール	6.4	
			バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	8.0	
			喫茶店	2.6	
			それ以外の食堂、レストラン等	2.6	
	小計			22.3	
	中小企業 設置施設の届出をしていない	居酒屋、ビヤホール	0.5		
		バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	0.2		
		喫茶店	***		
		それ以外の食堂、レストラン等	0.6		
	個人事業者	居酒屋、ビヤホール	3.2		
		バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	3.8		
		喫茶店	1.4		
		それ以外の食堂、レストラン等	2.9		
		小計			12.3
		小計			34.6
		その他			0.5

※1 本調査においては、対象となった飲食店全てが令和2年4月1日に既存であり、そのうち中小企業（資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社）又は個人事業者で、かつ客席の床面積100m²以下のものが、既存特定飲食提供施設の要件に該当すると考えられる（ただし、発行済株式又は出資の総額又は総額の二分の一以上ないし三分の一以上を大規模会社が有していないという条件は確認していない）。

※2 喫煙専用室及び加熱式たばこ専用喫煙室の両方または一方の設置あり。

※3 小数点第二位以下を四捨五入しているため、個々の値を合計した結果の合計値が一致しない。

※4 火をつけて喫煙するたばこ・加熱式たばこの両方又は一方において屋内全面禁煙又は喫煙専用室設置若しくは加熱式たばこ専用喫煙室設置ありのいずれも該当しないと回答した施設を計上。

4. 飲食店における喫煙環境の提示状況

喫煙可能の飲食店において喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を提示している施設は 60.4%、掲示していない施設は 35.1% であった（第 4 表）。

第 4 表 飲食店における喫煙室への標識の掲示状況 (%)

	標識の掲示状況		
	あり	なし	不明（未記載含む）
計	60.4	35.1	4.5
居酒屋、ビヤホール	66.0	31.0	2.9
バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	61.4	33.6	5.0
喫茶店	68.9	26.2	4.9
上記以外の食堂、レストラン等	47.6	46.8	5.6

5. その他の第二種施設等（不動産管理事業者、鉄道・バス事業者、旅客船・旅客船ターミナル事業者）の屋内における喫煙環境

不動産管理事業者の屋内（共用部）において、火をつけて喫煙するたばこを屋内全面禁煙としている事業者は 70.9%、加熱式たばこを屋内全面禁煙としている事業者は 67.4% であった。

また、鉄道、モノレール、ケーブルカー等の車両において、火をつけて喫煙するたばこを屋内全面禁煙としている車両は 94.2%、加熱式たばこについて屋内全面禁煙としている車両は 94.2% であった。鉄軌道駅において、火をつけて喫煙するたばこについて屋内全面禁煙としている施設は 96.3%、加熱式たばこについて屋内全面禁煙としている施設は 96.3% であった。

専用バスターミナル（一般バスターミナルを除く）においては、火をつけて喫煙するたばこについて屋内全面禁煙としている施設は 92.1%、加熱式たばこについて屋内全面禁煙としている施設は 87.8% であった。

一般旅客定期航路事業（フェリー、定時運航の遊覧船等）の船舶において、火をつけて喫煙するたばこについて屋内全面禁煙としている船舶は 80.2%、加熱式たばこについて屋内全面禁煙としている船舶は 80.1% であった。一般旅客定期航路事業の旅客船ターミナルにおいて、火をつけて喫煙するたばこについて屋内全面禁煙としている施設は 90.0%、加熱式たばこについて屋内全面禁煙としている施設は 85.3% であった。

別表 施設種別の回収状況

施設種別	調査客体数 (件)	有効回答数 (件)	有効回答率 (%)
幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	68	58	85.3%
大学院を除く高等教育機関（大学、短期大学）、大学院、専修学校、各種学校、職業・教育支援施設	177	153	86.4%
病院、一般診療所、歯科診療所、助産所、療術施設（あんま、はり、きゅう、柔道整復等）、介護老人保健施設	161	108	67.1%
児童福祉施設（保育所等）	138	95	68.8%
行政機関	180	135	75.0%
公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、学校教育支援機関、職業・教育支援施設、その他の教育、学習支援施設（学習塾、教養・技能教室等）	277	136	49.1%
福祉施設	351	235	67.0%
スポーツ提供施設	636	352	55.3%
司法機関（国）	124	113	91.1%
地方自治体立法機関（議会）	143	135	94.4%
販売店、小売店等の店舗、百貨店、スーパー、銀行店舗、郵便局	807	411	50.9%
劇場、映画館、観覧場、展示場、理容室、美容室、公衆浴場（銭湯、入浴施設）	1,075	453	42.1%
マージャンクラブ、パチンコホール	929	395	42.5%
競輪・競馬等の競走場、ゲームセンター、その他の遊戯場、その他の娯楽施設	1,252	469	37.5%
公園、テーマパーク、遊園地	411	301	73.2%
ホテル、旅館等宿泊施設	953	431	45.2%
集会場、会議場	440	361	82.0%
一般バスターミナル	26	19	73.1%
空港旅客ターミナル	95	83	87.4%
事務所、工場、作業所、倉庫、配送センター等	1,076	529	49.2%
居酒屋、ビヤホール	3,675	1,225	33.3%
バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	2,451	786	32.1%
喫茶店、上記以外の食堂、レストラン等	2,457	941	38.3%
商業用不動産（オフィス）共用部	960	513	53.4%
鉄軌道駅、鉄道車両	240	141	58.8%
専用バスターミナル	279	143	51.3%
旅客船、旅客船ターミナル	1,294	317	24.5%
計	20,675	9,038	43.7%